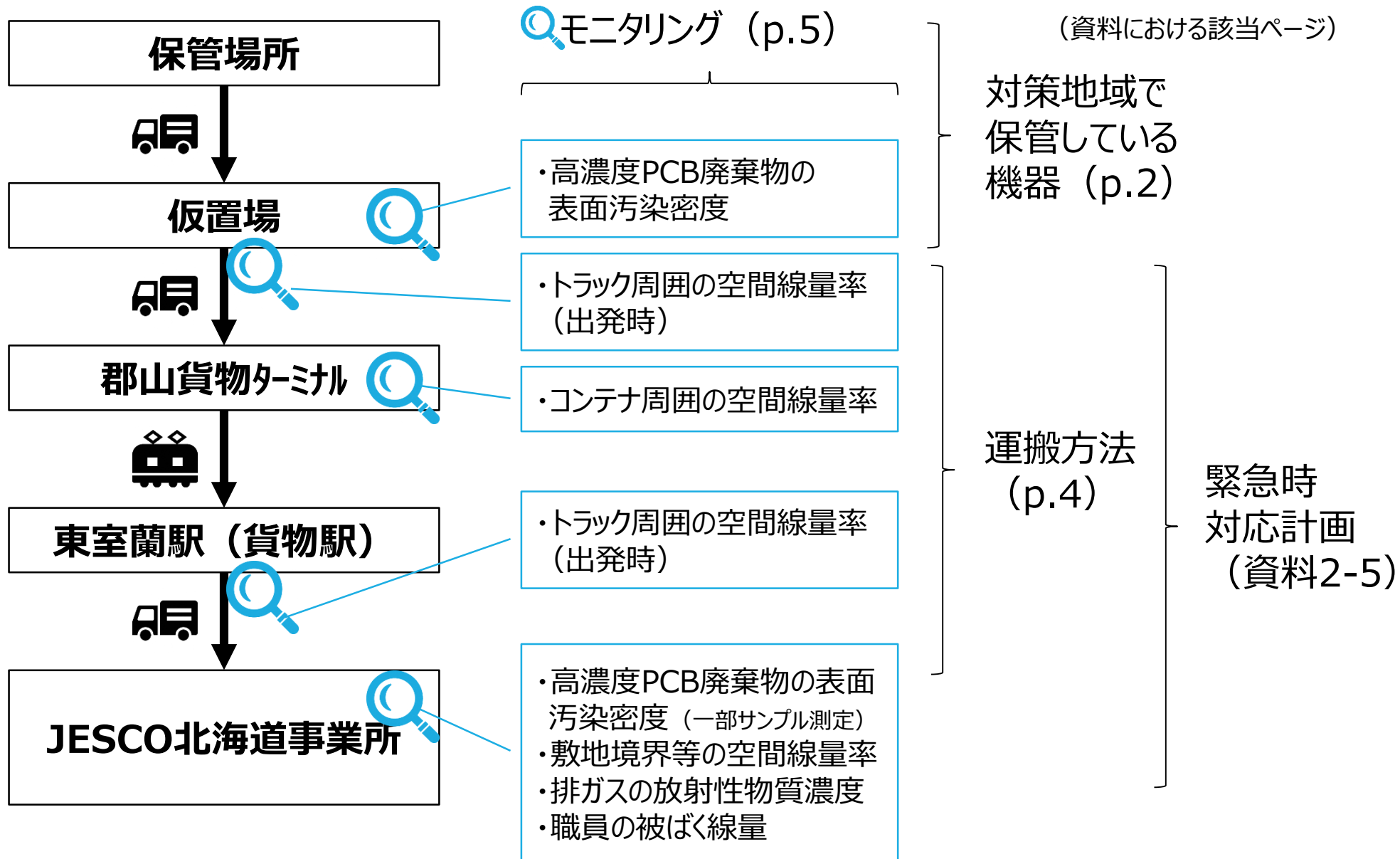


福島県対策地域内の 高濃度PCB廃棄物の処理について

令和 4 年 6 月
環境省福島地方環境事務所



<保管数量>

※詳細は別紙1のとおり

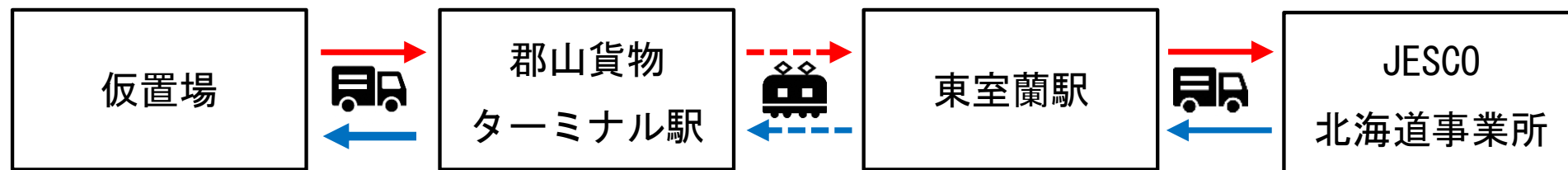
- ・変圧器：0台
- ・コンデンサー：32台(うち仮置場32台)
- ・安定器・PCB汚染物等 計1,523台
(うち仮置場1,026台)

※合計でトラック3台分の数量

※令和4年5月末時点で、仮置場に保管している機器及びPCB特措法に基づく届出と掘り起こし調査により数量が判明している機器です。



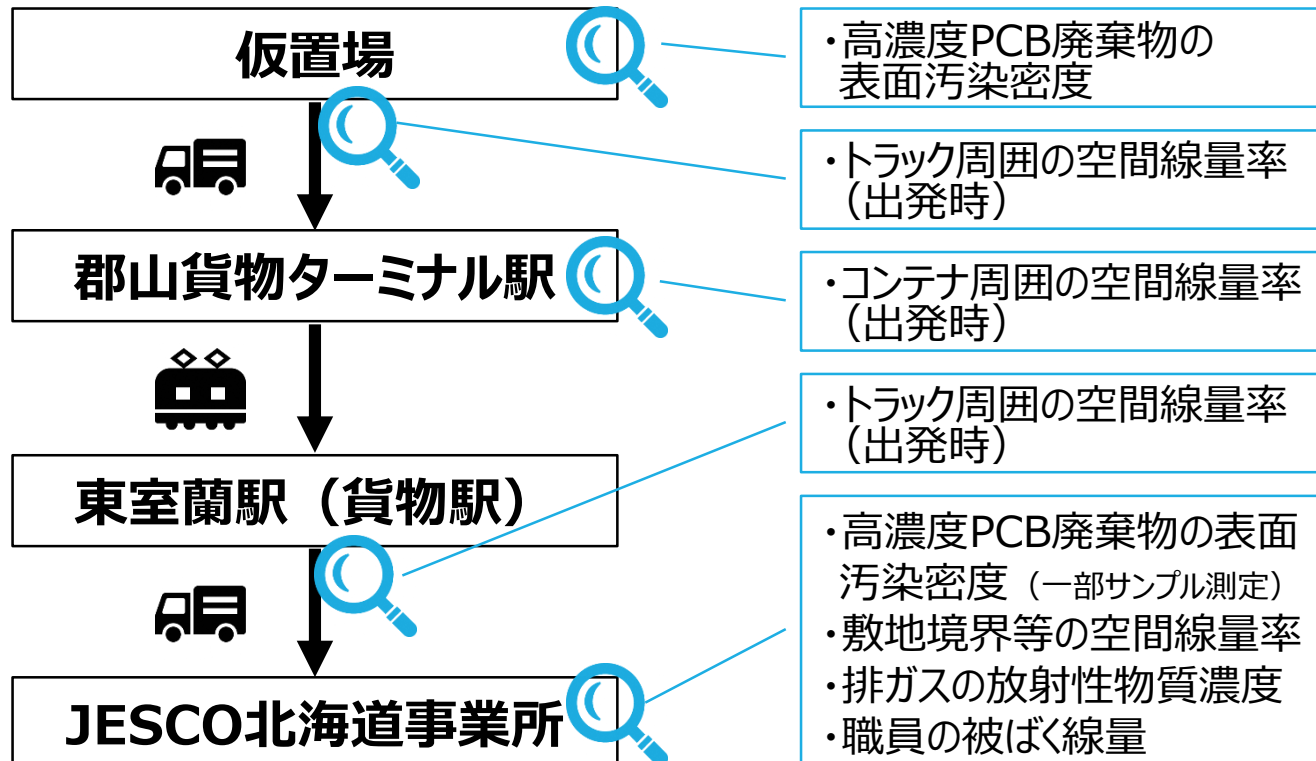
- 福島県内の仮置場で貨物コンテナへ高濃度PCB廃棄物を積込み、トラックで郡山市まで運搬します。郡山市からは鉄道で室蘭まで運搬し、荷下ろし後はトラックでJESCO北海道事業所まで運搬します。
- 放射性物質汚染対処特措法やPCBの運搬基準に基づき、漏れ防止等の措置を行った上で運搬を行います。 ※貨物コンテナはJESCO北海道事業所に到着するまで開けることはありません
- 出発時及び到着時にトラックの前面・後面・両側面の空間線量率を測定し、周辺の空間線量率と変わらないこと（＝周辺住民に影響を及ぼさないこと）を確認します。
- 測定したデータについては、後日環境省のHPで公開します。
- 処理後物（金属・スラグ等）は往路と同じ経路で福島県対策地域へ持ち帰ります。



(注) バックグラウンドとなる空間線量率は、あらかじめ、トラックの周囲の空間線量率を測定する予定の場所で測定をします。
 そして実際の運搬時に、トラックの周囲の空間線量率を測定し、「廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月環境省）」に従い、「バックグラウンドとおおむね同程度であること」、すなわち、「バックグラウンド測定値の平均値＋バックグラウンド測定値の標準偏差の3倍以内」になることを確認します。
 ただし、空間線量率は天候や地面の状態等により変動するので、これらの変動要因にも留意しつつ評価を行います。

運搬～処理におけるモニタリング

- 仮置場において全ての機器の表面の拭き取りを行った上で、表面汚染密度が4Bq/cm²以下であることを確認します。特異的に表面汚染密度が高い側面があれば、可能な範囲で削り取りを行います。
- 出発前にトラックの前面・後面・両側面の空間線量率を測定します。
- 室蘭到着後、改めてトラックの前面・後面・両側面の空間線量率を測定し、周辺の空間線量率と変わらないこと（＝周辺住民に影響を及ぼさないこと）を確認します。また、事業所内においてコンテナ等の表面汚染密度のサンプル調査を行います。
- 処理中は、敷地境界等の空間線量率及び排ガスの放射性物質濃度を測定するほか、作業員には個人線量計を装着いただき、被ばく線量を把握します。



これらの測定結果は、環境省HPに掲載します。

とりわけ、処理中の空間線量率については、測定後1～2日後にはHP掲載する予定です。

仮置場での表面汚染密度の測定の様子



トラックの周囲1mにおける空間線量率の測定 (イメージ)



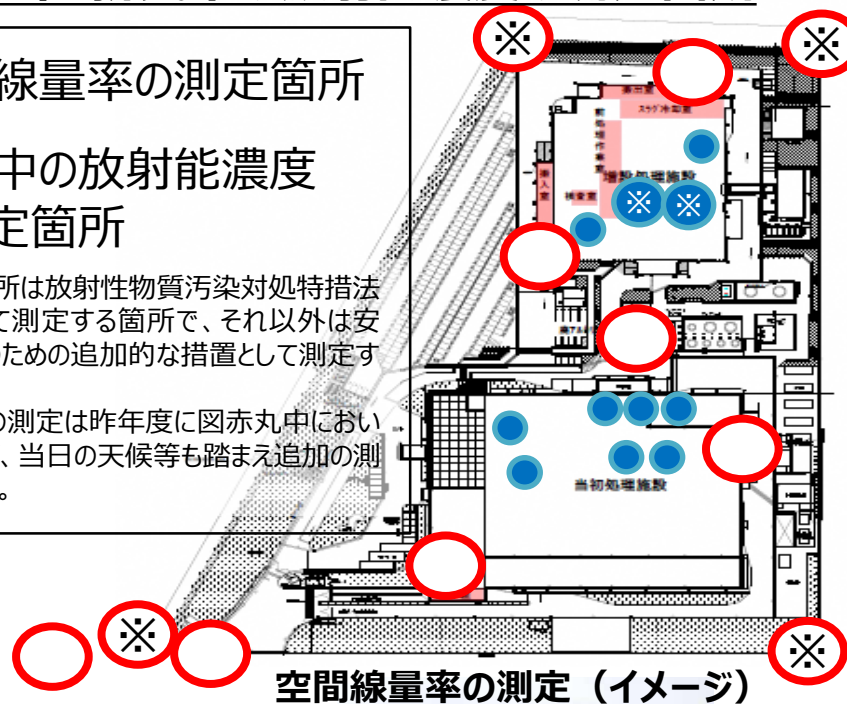
JESCO北海道事業所における空間線量率・排気中の放射能濃度の測定箇所

○ : 空間線量率の測定箇所

● : 排気中の放射能濃度の測定箇所

※ : ※印を付した箇所は放射性物質汚染対処特措法に基づく措置として測定する箇所、それ以外は安全・安心の確保のための追加的な措置として測定する箇所です。

※ : バックグラウンドの測定は昨年度に図赤丸中において実施済みですが、当日の天候等も踏まえ追加の測定を行う予定です。



空間線量率の測定 (イメージ)



<要請事項と対応方針>

1. 事業実施時において、北海道及び室蘭市が必要と認めるときは、立会・調査等に全面的に協力すること。
→**立会・調査等に全面的に協力します。**
2. JESCO北海道事業所で処理作業に従事する職員には個人線量計を装着させ、その測定結果を公表すること。
→**上記について対応するとともに、測定結果については、後日環境省のHPで公表します。**
http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html
3. 事業実施時において、事故や異常が発生した場合の対応計画を事前に策定し、公表すること。
→**「福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物処理に係る緊急時対応計画（案）」を作成しました（詳細は別資料にて説明）。**

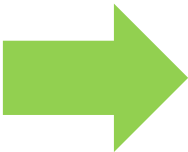
4. 事業実施時及び処理後物の搬出後の一定期間において、空間線量率等のモニタリングを行い、速やかに公表すること。

→**処理方針説明スライドに記載した方法で空間線量率等のモニタリングを行い、結果は以下の環境省HPで公表します。**

http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html

5. 放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物について、放射性物質による影響がないことが確認された高濃度PCB廃棄物以外は持ち込まないこと、かつ、処理対象物に東京電力福島第一原子力発電所内で発生したものは含まれないことを確認すること。

→**持ち込む機器の全てについて、表面汚染密度が4 Bq/cm²以下であることを事前に確認し、表面汚染密度を測定した結果を公表します。
また、高濃度PCB廃棄物が発生した市町村も併せてお示しします。**



以上、1～5の事項を確実に履行するとともに、これまで御説明してきた処理方針に従い、地元の生活環境保全に影響を及ぼすことがないよう、安全に処理を進めてまいります。

- 福島県の対策地域内の高濃度PCB廃棄物については、**8月上旬にJESCO北海道事業所に搬入し、処理を行います。**
- **コンデンサ・安定器ともに同時期に処理を行います。**
- 処理後物については、処理が終了次第、福島県の対策地域内に持ち帰ります。

【スケジュール（案）】

8月上旬	福島県の対策地域内から室蘭市へ向けて運搬
8月中旬～下旬	2週間程度かけてPCBの無害化処理
処理が終了次第	処理後物は福島県対策地域内へ持ち帰る

